

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部駅周辺整備課

〒410-1192 裾野市佐野1059 番地 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

審議会委員選挙特集 ③

土地区画整理審議会委員への

立候補を受け付けております

審議会委員の選挙に立候補、または委員の推薦をお考えの方は、次段に記載の立候補届出書類を、受付期間内に駅周辺整備課（土日は裾野駅西地区整備事務所）に提出してください。郵送による提出も受け付けますが、令和5年8月3日（木）午後5時15分までに書類が駅周辺整備課に到着しなければなりませんのでご注意ください。

立候補受付期間および場所

期間 令和5年7月25日(火)から
8月3日(木)まで ※土日を含む
時間 午前8時30分から
午後5時15分まで
場所 平日：裾野市建設部駅周辺整備課
(市役所2階：裾野市佐野1059)
土日：裾野駅西地区整備事務所
(裾野市佐野1068-2)

立候補届出書類について

選挙に自ら立候補される場合は、立候補者が立候補届出書(様式第5号)を提出してください。

推薦により立候補される場合は、推薦者が立候補推薦届出書(様式第6号)と推薦された方の立候補推薦届出承諾書(様式第7号)を提出してください。

なお、この他に被選挙権の資格確認のために、立候補される方の戸籍抄本と身分証明書(法人の場合は法人登記事項証明書)が各1通必要です。これらについては事務局で対応予定ですが、場合により立候補される方に対応をお願いすることがあります。

身分証明書について

審議会委員選挙の立候補届出用紙と合わせて用意していただく「身分証明書」とは、一般的な運転免許証等ではなく、本籍のある役所・役場で発行する、「禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていないこと」「後見の登記の通知を受けていないこと」「破産の通知を受けていないこと」を証明する書類です。

選挙すべき委員の数について

市では7月24日(月)に土地区画整理法施行令第22条の規定による「選挙人名簿の縦覧期間内に異議の申出がなかったこと」及び「選挙すべき委員の数」の公告を行いました。これにより確定した選挙すべき委員および予備委員の数は次の通りです。

宅地の所有者が選挙すべき委員および予備委員の数
委員の数 7人
予備委員の数 3人
宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員および予備委員の数
委員の数 1人
予備委員の数 1人

立候補届出用紙の配布

立候補届出用紙は、駅周辺整備課（土日は裾野駅西地区整備事務所）に備え付けています。また、郵送による請求も受け付けていますので、必要な方は駅周辺整備課までご連絡ください。